

令和3年11月16日

各 課 長
会 計 管 理 者 様
教 育 次 長
議 会 事 務 局 長

町 長 池 田 洋 光

令和4年度の予算編成方針について

国においては、令和4年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について、「経済財政運営と改革の基本方針2021」の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むこととしています。

そのような中、地方財政については、新型コロナウイルス感染症に対応するとともに、デジタル変革の加速やグリーン社会の実現、地方への新たな人の流れの強化等による地方創生の推進、防災・減災、国土強靱化を始めとする安全・安心なくらしの実現など、活力ある地域社会の実現等に取り組むことができるよう、安定的な税財政基盤を確保するとされているところです。

一方、高知県においては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に引き続き取り組みつつ、社会経済活動の回復に向けて、5つの基本政策と3つの横断的な政策について、「デジタル化」、「グリーン化」、「グローバル化」の観点から政策の見直しや強化を図り、また、南海トラフ地震対策については、「第5期南海トラフ地震対策行動計画」に基づき、一層の取り組みの推進を図りつつ、有利な財源の活用やスクラップアンドビルドの徹底により県勢浮揚と財政の持続可能性の両立を図るとしています。

当初予算の編成にあたっては、こうした国・県の動向を注視し、積極的な情報収集に努め、確実に予算へ反映していく必要があります。

本町においては、コロナ禍で疲弊した住民生活及び地域経済の立て直しが急務であり、令和4年度は、ウィズコロナ・アフターコロナを見据えた施策を引き続き戦略的に推進していかなければなりません。また、子どもセンターの開設に伴い、まちの宝である子供たちの健全育成を図るため、子育て世帯に切れ目なく充実した支援を行っていく必要があります。さらに、災害に強いまちづくりに一層取り組んでいくため、令和3年9月の豪雨災害を教訓に自然災害に対する備えを強化するとともに、発災後の迅速かつ的確な対応を実行できる体制整備が求められるところです。

一方で、本町の財政状況は、公共施設移転等事業をはじめとした南海トラフ地震対策などの大型事業の実施に伴い公債費が増加していることから、予算編成において一般財源の確保が課題となっています。中期的な財政収支見通しでは健全な状態を維持できる見込みとなっていますが、持続的・発展的な行財政運営を行っていくためには、引き続き、既存事業の見直し等による一般財源の抑制に取り組んでいくことが重要です。

職員一人ひとりがこうした状況を十分認識したうえで、下記の重点施策に取り組むとともに、真に住民ニーズに沿った事務事業の実施に向けて来年度の予算編成に取り組んでください。

1 令和4年度予算における重点施策について

第3次中土佐町総合振興計画に掲げる「目指すまちの姿」の実現のために、現在直面している少子高齢化・人口減少問題や南海トラフ地震対策、地場産業の振興などといった各分野における喫緊の課題について、次の4つの政策分野の施策に沿って積極的に取り組んでいきます。

- (1) 安全で快適な暮らしを築く、住み続けられるまち ～社会基盤・安全～
安全な生活の確保
快適な住環境・ネットワークの整備・充実
基本的な生活基盤の整備・管理
- (2) 経済・環境的な豊かさを築く、稼ぎ続けるまち ～産業・環境～
価値を生み出す基盤づくり
価値を売り出す仕組みづくり
価値を守る仕組みづくり
- (3) 幸せな暮らしを地域一帯で築く、支え合えるまち ～健康・福祉～
地域拠点の連携による健康づくりの推進
誰もが支え合う地域づくり（地域共生社会の実現）
- (4) 時代を繋ぎ次世代を築く、学び続けるまち ～教育・文化～
知・徳の育成と文化・芸術の振興
地域（コミュニティの力）を育てる仕組みづくり

各課は、それぞれの事業について、創意工夫により大きな成果が得られるように努めて下さい。

2 歳入について

町税、使用料、手数料等の自主財源の確保、充実に努めてください。

特に、町税については、前年度水準を上回る徴収率の確保に努めてください。使用料、手数料等については、受益者負担の今後のあり方を含め、見直しについても十分に検討を行ってください。町が所有する土地・建物など、未利用財産については積極的に処分を行ってください。

また、一般財源の抑制をはかるため、国・県の予算編成や行財政制度の動向等を的確に把握し、国・県支出金を有効に活用するように努めてください。

3 歳出について

重要事業や新規事業は国、県の動向をよく見極め、関係部署と調整協議を行って下さい。普通建設事業の選択にあたっては、その重要性・緊急性を慎重に検討のうえ、優先度を的確に判断し見積もってください。また、経常的な経費は漫然と例年どおりの見積りとせず、費用と効果の再点検を行ったうえで、事業の見直しを含めて検討し、必要な経費であっても創意工夫を行うなど、コストの削減に努めてください。

また、利用頻度の低い施設等については除却を含めた施設の運営方針の検討を積極的に進めてください。

4 特別会計について

一般会計と同様の方針としますが、特別会計の設置目的をよく理解し、長期的な経営の健全化並びに財政の健全化に努め、安易に一般会計からの繰出金に依存することなく、収支均衡となるよう留意して下さい。

なお、予算編成にあたっての一般的事項については別途通知します。